

訪問看護重要事項説明書

(令和6年7月1日現在)

1 訪問看護事業者の概要

法人名称・法人種別	一般社団法人 天草郡市医師会	
代表者氏名	会長 東 一成	
所在地	住所	〒863-0002 熊本県天草市本渡町本戸馬場1078番地2
	電話	0969-22-2309
	FAX	0969-24-1554
設立年月日	1993年7月22日	

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	一般社団法人 天草郡市医師会訪問看護センター	
管理者	滝崎 美穂子	
所在地	住所	〒863-0046 熊本県天草市亀場町食場1181番地1
	電話	0969-22-0690
	FAX	0969-22-2218
サービスの種類	訪問看護事業 介護予防訪問看護事業	
介護保険事業所番号	4360790028	
通常の事業の実施地域	天草市・上天草市・苓北町 *但し、離島等特別地域で、近くに他の事業者がある場合は紹介させて頂く場合もあります。	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護が必要なお年寄りや、疾病や負傷などにより在宅治療を受けておられる方々に住み慣れた地域社会や家庭で療養が続けられるように、直接看護を行ったり、ご家族の方に介護等についての支援を提供致します。
運営の方針	利用者の心身の特徴を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援し主治医、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携しながら総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制

職種	人員	備考
看護師	(常勤3名)(非常勤4名)	管理業務を行うものを含む
理学・作業療法士	(非常勤2名)	天草地域医療センターと兼務の為 午後のみの勤務(交代で1名)
事務担当職員	(常勤1名)	

(4) サービス提供時間

サービス種類	平日	土・日・祝日
訪問看護	午前8時30分～午後5時30分	基本お休みですが、病状やその他、 必要時応じて訪問致します。

*24時間体制ご利用の方は何時でも電話対応、緊急訪問致します。

* 年末年始の訪問は要相談となります。

3 サービス内容

当事業所では、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るように努めます。具体的には以下の通りです。

- ・病状の観察
- ・清拭、入浴などの保清
- ・リハビリテーション看護
- ・床ずれの予防や手当て
- ・医療器具・機器を装着されている方の管理及び指導
(人工呼吸器、在宅酸素、胃瘻、留置カテーテル等)
- ・介護、福祉制度の相談、療養上の相談及び指導
- ・ターミナルケア
- ・エンゼルケア

4 費用

- (1) 介護保険 (料金表別表)
- (2) 医療保険 (料金表別表)
- (3) その他の費用

- ① 交通費・・・事業実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外にお住まいの方は、実施地域を超えた時点から、1 km 当たり 10 円とし、タクシー利用の場合は実費となります。
- ② 衛生材料費・・・利用者様の使用する衛生材料はご家庭でご用意ください。当事業所で準備する場合は、実費負担となります。
- ③ 利用者様のサービス実施に必要な自宅での水道、ガス、電気、電話などの費用は利用者様負担となります。また、タオル、洗面器類もご家庭のものを使用させていただきます。

* 料金の支払いについては翌月上旬に現金払いでお願いいたします。その際、領収書をお渡しします。

5 キャンセル料

いただいておりますが、訪問のキャンセルはなるべく早めにご連絡をお願いいたします。

6 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変などが生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業所等に連絡いたします。

医療機関		
主治医名		
連絡先		
緊急連絡先 (ご家族)	① 続柄・氏名	
	連絡先	
	② 続柄・氏名	
	連絡先	

7 事故発生時の対応

ご利用者様に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村などへ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

サービス提供にあたって事業者側の不備やミスが原因で利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合賠償致します。被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	身体障害・財物損壊・人格権侵害・管理受託物・初期対応費用・被害者治療費用など

8 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てる事が出来ます。

苦情処理に関しては、円滑、迅速に対応致します。苦情の内容により、利用者様への謝罪が必要と判断した場合は、速やかに対応します。苦情相談の結果については、必ず台帳に記録、保管し、再発防止に努めます。

事業所の窓口	窓口責任者	滝崎 美穂子
	電話番号	0969-22-0690
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～17時30分
熊本県国民健康保険団体 連合会 介護保険課内	所在地	〒862-8639 熊本市東区健軍2丁目4番10号
	電話番号	096-214-1101
	FAX 番号	096-365-4188
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで。
天草市役所 高齢者支援課 介護苦情窓口	所在地	〒863-0014 天草市東浜町8-1
	電話番号	0969-24-8806 (直通)
	FAX 番号	0969-27-0155
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～17時15分

9 秘密の保持と個人情報の保護について

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

10 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- 2) 苦情解決体制等の指針を整備しています。
- 3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- 4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。担当者：滝崎美穂子
- 5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 感染症対策、衛生管理等について

- 1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3) ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

す。

①ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしています。

②当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針、マニュアルを整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 2 業務継続計画の策定等について

1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

1 4 看護職員の禁止行為について

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

3) 利用者の同居家族に対するサービス提供

4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

6) その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

1 5 その他 サービスご利用にあたり注意していただくこと

1) 訪問看護の利用をキャンセルされる場合は、できるだけ前日までにご連絡ください。

2) 職員へのお心付けは無用です。

3) 自動車で訪問しますので駐車スペースの確保をお願いします。

4) 緊急対応を優先させる場合など、訪問時間の変更をお願いすることがあります。また、交通事情等で約束の時間に若干遅れたり、早くなったりすることがありますのでご了承ください。

5) 職員に対して暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為やセクシャルハラスメントパワーハラスメント等のハラスメント行為はおやめください。

6) 職員が訪問中の喫煙はご遠慮下さい。

7) ペットは訪問中にはゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。

8) 見守りカメラを設置されたり、スタッフの写真を撮影したりする場合は職員本人の同意を得てください。

9) 感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力をお願いします。

10) 臨地実習施設として、学生の在宅療養中の患者さんに看護援助の実習をさせて頂いております。是非看護教育の必要性をご理解の上、ご協力をお願い致します。

11) 理学療法士等が提供をしている訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問をさせて頂くものです。従って

主治医への計画書及び報告書の内容について看護師と理学療法士等が連携して作成し、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価をいたします。ご理解の程、よろしくお願い致します。

指定訪問看護の提供開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日
事業者 所在地 熊本県天草市亀場町食場 1 1 8 1 番地 1
名称 一般社団法人天草郡市医師会訪問看護センター
説明者 所属

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面により、本事業者から訪問看護利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

家族（代理人） 住所 _____

* 利用者が記入出来ない場合 氏名 _____ 印 _____